番号	件名	日	号外	ページ
七二	〃	一六		四
七三	〃	一七		六
七四	利根川水系鬼怒川及び男鹿川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件	一七		七
七五	利根川水系神流川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件	一七		七
七六	利根川水系湯川、大沢川及び谷沢川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件	一七		七
七七	道路に関する件	一八		六
七八—八〇	都市計画に関する件	一九	58	八三
八一—九〇	〃	二三		七
九一	道路に関する件	二四	63	六七
九二—九四	都市計画に関する件	二五	66	六九
九五—一三六	〃	二六	69	一二五
一三七 一三八	道路に関する件	二七	71	五七五
一三九	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二七	71	五七六
一四〇	千葉県銚子市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示	三一	75	八五二
一四一	海岸に関する件	三一	75	八五二
一四二—一四六	道路に関する件	三一	75	八五三
	○北陸地方整備局			
五—七	都市計画に関する件	一三		七
八	道路に関する件	一九	58	八四
九	都市計画に関する件	二三		九
一〇 一一	〃	三〇		五
一二—二〇	道路に関する件	三一	75	八五三
二一	新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示	三一	75	八五四
	○中部地方整備局			
一五—一七	都市計画に関する件	四		七
一八	道路に関する件	五		五
一九—二一	〃	一三		八
二二	〃	一六		四
二三—二五	〃	一九	58	八四
二六—三〇	〃	二七	71	五七七
三一—三四	都市計画に関する件	二七	71	五七八
三五	道路に関する件	三〇		五
三六	都市計画に関する件	三〇		五
三七	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	三一	75	八五四
三八	道路に関する件	三一	75	八五五
三九—四二	都市計画に関する件	三一	75	八五五
	○近畿地方整備局			
一一	道路に関する件	三		七
一二—一四	〃	六		六
一五 一六	〃	一一		七
一七—二〇	都市計画に関する件	一二		四
二一 二二	〃	一七		七
二三—二五	道路に関する件	二六	69	一三〇
二六—三三	都市計画に関する件	二六	69	一三三
三四	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二七	71	五七八
三五—四一	洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件	二七	71	五七九
四二—四八	都市計画に関する件	三〇		五
四九—五六	道路に関する件	三一	75	八五六
五七—六四	都市計画に関する件	三一	75	八五七
	○中国地方整備局			
二〇	道路に関する件	二		八
二一	〃	一三		八
二二—二四	都市計画に関する件	一六		五
二五	道路に関する件	一六		五
二六—二八	〃	一七		七
二九	都市計画に関する件	二四	63	六八
三〇	道路に関する件	二四	63	六八
三一—三四	〃	二七	71	五八〇
三五	洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を作成した件	二七	71	五八〇
三六	道路に関する件	三〇		六
三七	〃	三一	75	八五六
三八	千代川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	三一	75	八五六
三九	江の川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	三一	75	八五六
四〇	芦田川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	三一	75	八五六
四一—五六	道路に関する件	三一	75	八五六
	○四国地方整備局			
六 七	道路に関する件	六		六
八—一一	都市計画に関する件	九		六
一二	〃	一〇		七
一三	〃	一八		六
一四 一五	道路に関する件	一九	58	八四
一六—一八	〃	二四	63	六八
一九—二三	都市計画に関する件	二七	71	五八〇
二四—三二	道路に関する件	三一	75	八六〇
	○九州地方整備局			
一八	道路に関する件	五		五
一九—二三	〃	六		七
二四 二五	都市計画に関する件	九		七
二六 二七	道路に関する件	一〇		七
二八 二九	〃	一一		七
三〇—三二	〃	一六		六
三三	〃	一七		八
三四	〃	一八		六
三五 三六	〃	一九	58	八五
三七 三八	〃	二三		九
三九	都市計画に関する件	二七	71	五八一
四〇—四二	道路に関する件	二七	71	五八一
四三	長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示	三一	75	八六二